

(1面から続く)  
 「城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進めるものとする。」

主な意見・質疑応答

委員 第2回協議会で新設合併と発言したが、住民から新設合併の意見があった旨を伝える趣旨であった。1市3町の実情、先進事例などから編入合併との結論である。

溝口副会長 少子高齢化・人口減少の問題や国が進める三位一体改革による地方交付税や補助金の大幅減少などにより財政的に非常に厳しい。相模原市と合併すると中核市の権限を得ることにより住民サービスの向上も期待される。現状を十分認識し、地域の発展に十分配慮した協議をしていくことを前提に判断すると編入合併が妥当と考える。

委員 3町に中核市のサービスエリアを広げてもらい、質の高い行政サービスの受けられるようになる。町民生活に大きな効果があると思うので、編入合併を進めてほしい。

小林副会長 住民の意見を反映して決めたいので、編入合併と新設合併を並行して進めてほしい。

事務局 1300近い事務事業の調整を行うので、編入と新設を同時進行すると効率性が良くない。幹事会などによる協議を

行ったうえで、編入合併を提案している。

委員 編入合併だと幼稚園や給食の条例がなくなってしまうのか。

事務局 一般的に編入合併の場合は編入する側の条例が適用となるが、地域性によって設けられている条例は必要な改正を加えて残していくことがある。

アドバイザーからの一言  
 1市3町の住民が安心安全な暮らしを維持しているかを基本に、市町村間の規模、能力、力量のバランスを配慮しながら公平性の観点から合併のあり方を考えるのが望ましい。3町から見ても行政サービスの水準の高い中核市のサービス水準将来にわたって維持されることは望ましいこと。合併した場合の地域戦略、地域の活力、住民生活の維持という点を考えると現在の相模原地域が拠点になることが基本的な方向であり、迅速に合併を進めることが住民のためになると思うので、編入合併が一番自然な方式で望ましいと考える。



協議第4号  
 新市の名称について

第2回協議会から継続協議となっていた新市の名称について、次のとおり提案されましたが、公募方式の活用や新たな名称の提案がありましたので、再度、継続して協議することとなりました。

「新市の名称は、相模原市とする。」

委員 工業都市の相模原市と水源地域の津久井の特色をあわせもつた新たな都市イメージを含めた名称を考えたとときに「さがみ市」を提案する。

委員 座間から藤沢にかけて「さがみ農協」があり、混同してしまう。

委員 1市3町の住民が参加して新たな市を作っていく観点を考慮して、「公募」を考えてほしい。

委員 どの自治体も歴史があると思うが、何のために合併するのか今一度考えてスムーズに協議を進めたほうがよいと思う。

相模原市で進めてほしい。

委員 合併に関しては住民に幅広く浸透してない。「公募」は住民に合併をアピールできる方法と考える。

委員 「仮称相模原市」で進められるのではないかと。

アドバイザーからの一言  
 各市町の名称というのは心情的には変更したくないと思う住民が多いと思う。

そこで、考え方としては、それぞれの名称を尊重し、全部使えるような方向で考えていくのが一番よい。このことを含め、じっくり議論して決めれば良いと思う。

協議第7号  
 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「城山町、津久井町及び相模湖町の常勤の特別職(教員を除く。)については、合併の期日の前日をもって失職するものとする。」

協議第8号  
 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

「相模原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をするものとする。」

協議第9号  
 財産の取扱いについて

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐものとする。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整するものとする。」

2 財産区の取扱いについては、改めて調整方針を協議するものとする。」

協議第10号  
 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「相模原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をするものとする。」

協議第11号  
 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、

合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。

2 城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

3 城山町、津久井町及び相模湖町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合するものとする。ただし、城山町、津久井町及び相模湖町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま相模原市に引き継ぐものとする。」

協議第11号  
 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、

な組織については、事務事業の調整結果をみて協議会へ報告する。

アドバイザーからの一言  
 各地域を拠点とした行政サービスを供給する体制に切り替えていかなければならない。最近では、一体性より多様性を都市内でのように生かしていくのかという議論に変わってきている。合併特例法で地域を大切にしている合併特例区、地方自治法で地域を踏まえながら行政をやっていく地域自治区という仕組みが創設されてきている。これらの動向を見ると逆戻りをするのではないと感じる。

報告事項  
 次の事項について各検討委員会委員長、事務局から報告されました。

事務局 1298の事務事業項目について1市3町で調整し、内容により協議会で協議・報告する旨報告がされた。

「まちづくりの将来ビジョン検討委員会」における検討状況について  
 津久井地域と相模原地域をタウンウォッチングしたことなどの報告がされた。

「議員の定数等に関する検討委員会」における検討状況について  
 第1回及び第2回検討委員会の内容について報告がされた。

協議第11号  
 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、

協議第11号  
 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、

協議第11号  
 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案された。原案どおり決定されました。

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、